**一般社団法人富山県私立幼稚園・認定こども園振興会助成金交付要領**

　（目的）

第１条　この要領は、一般社団法人富山県私立幼稚園・認定こども園振興会（以下「振興会」という。）定款第４条に基づく助成金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

　（助成事業）

第２条　理事長は、振興会定款第５条第１号に規定する会員（以下「会員」という。）が行う次の事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、助成金を交付するものとする。

　(1)　会員が設置する幼稚園（以下「幼稚園」という。）が行う教育振興に関するイベントや行事等の事業

　(2)　幼稚園が教職員の資質の向上を図るために行う研修事業

２　前項の事業の実施については、複数の幼稚園が共同で実施することができる。

３　幼稚園は、１事業年度につき、１回のみ助成金の交付を受けることができる。第２項の規定による共同で事業を実施する場合も同様とする。

４　前項の規定は、理事会が承認した場合はこの限りでない。

　（助成金額）

第３条　助成金の交付の対象経費は、次のとおりとし、助成金額は５万円を上限とする。

　(1)　講師等謝金

　(2)　講師等旅費

　(3)　会場借上費

　(4)　器材借上費

　(5)　印刷製本費（外注に限る。）

　(6)　その他理事長が特に認める費用

（助成金交付申請）

第４条　助成事業を実施する会員（以下「助成事業会員」という。）は、助成金交付申請書（様式第１号）を理事長が定める日までに振興会に提出するものとする。

２　第２条第２項の規定による共同で事業を実施する場合は、代表者が前項の申請書を提出するものとする。

　（助成金の交付決定）

第５条　理事長は、前条の申請があった場合、その内容が適当であると認めたときは、交付決定通知書（様式第２号）により助成事業会員に対して通知するものとする。

　（事業の中止）

第６条　前条の規定により交付決定を受けた助成事業を変更又は中止する場合は、助成事業変更（中止）承認申請書（様式第３号）を理事長に提出し、承認を受けなければならない。

　（実積報告）

第７条　助成事業会員は、助成事業を完了したときは、速やかに実積報告書（様式第４号）及び証拠書類（見積書、請求書、領収書及び写真等）を振興会に提出しなければならない。

　（額の確定）

第８条　振興会は、実積報告の提出を受けた場合において、報告書及び証拠書類を審査し、その内容が適正であると認めたときは、助成金の額を確定し、助成事業会員に対して通知（様式第５号）するものとする。

　（助成金の支払い）

第９条　振興会は、前条の規定により助成金の額の確定後、助成事業会員の請求に基づき助成金を支払うものとする。

　（助成金の請求）

第10条　助成事業会員は、前条の規定により助成金の支払いを受けようとするときは、請求書（様式第６号）により振興会に支払いの請求を行うものとする。

　（その他）

第11条　この要領に定めるもののほか、助成事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項は、理事長が別に定める。

　　附　則

　この要領は、平成23年４月１日から施行する。

　　附　則

　この改正要領は、平成23年６月１日から施行する。

　　附　則

　この改正要領は、平成23年10月１日から施行する。

　　附　則

　この改正要領は、平成27年12月9日から施行する。